

電子出版対応契約書ヒナ型（3種類）の作成について

当協会では新たに、デジタル化時代において出版社が積極的・主体的に電子出版に関わるための契約条項を盛り込んだ出版契約書ヒナ型を3種類作成いたしました。

従来の『出版契約書ヒナ型（一般用、2005年）』、『著作物利用許諾契約書ヒナ型（2005年）』では、電子出版に関し優先権取得を規定してありますが、今回作成の下記ヒナ型は優先権ではなく独占的許諾権を取得する内容となっています。契約時点で電子出版の予定が具体的にある場合にご活用ください。

デジタルネットワーク環境の普及により、出版社の果たす役割も拡大していますが、下記ヒナ型は、出版社が単なる書籍の出版にとどまらず広い範囲で著作物の流通・利用に携わることを前提として作成しています。そのため、契約により出版社が取得する権利も広範囲にわたるものとなっていますので、著者に十分趣旨をご理解いただいた上で、事業内容に応じて適宜条項を取捨選択して利用していただくようお願いいたします。

- ① **【PDF版】**[『出版等契約書ヒナ型（電子出版対応、2010年）』](#)
【Word版】[『出版等契約書ヒナ型（電子出版対応、2010年）』](#)
- ② **【PDF版】**[『電子出版契約書ヒナ型（2010年）』](#)
【Word版】[『電子出版契約書ヒナ型（2010年）』](#)
- ③ **【PDF版】**[『著作物利用許諾契約書ヒナ型（電子出版対応、2010年）』](#)
【Word版】[『著作物利用許諾契約書ヒナ型（電子出版対応、2010年）』](#)

【利用上のご注意】

上記①は、従来の『出版契約書ヒナ型（一般用、2005年）』に電子出版を積極的に行う条項を付加したもので、書籍については出版権を設定し、電子書籍については配信等の独占的利用許諾契約を締結するものです。

上記②は、電子書籍の配信等の利用許諾契約を締結するものであり、すでに出版している書籍を電子書籍化する場合に利用することを想定しています。

上記③は、従来の『著作物利用許諾契約書ヒナ型（2005年）』に電子出版を積極的に行う条項を付加したものです。

なお、ただちに電子出版をする予定のない著作物の出版契約におきましては、引き続き、『出版契約書ヒナ型（一般用、2005年）』（設定出版権＋電子出版優先権）、『著作物利用許諾契約書ヒナ型（2005年）』（独占的出版＋電子出版優先権）をご利用ください。のちに電子出版が決まった場合は、追加で上記②の『電子出版契約書ヒナ型（2010年）』を締結することが可能です。

以 上